

## 要 望 事 項

### 【共通】

(1) 働く人たちの雇用の機会を確保するため、市が公的責任で雇用創出の取り組みをすること。就業準備金、職業訓練中の生活費給付金など失業者の生活安定のための給付について、国、県と連携をとって取り組むこと。とくに総合支援資金貸付制度を、社会福祉協議会と連携し周知をはかること。

(2) 学校校舎や公会堂など公共施設の耐震補強工事の実施を急ぐこと。

(3) 消費税の増税計画に反対し、食料品非課税を国に要求すること。

(4) 美しく豊かな中海を取り戻すために、以下の点について国・県に要望し、水質改善を図りながら中海漁業の振興を図ること。

①中海・本庄工区の森山・大海崎両堤防の開削を国の責任で実施し、潮の流れを取り戻すこと。

②干拓によるくぼ地の埋め戻しをすること。

③中海沿岸圏域の農業被害や浸水被害などについて住民や農民、研究者から聞き取り調査を実施すること。

④弓ヶ浜半島沿岸に洪水の危険をもたらし、無駄な大型公共事業である大橋川拡幅事業は見直しを求めること。

(5) 過大な投資を要するJR米子駅南北一体化事業については、市民や都市計画の専門家を交えた検討機関を立ち上げ財政負担も含め論議し、見直しをすること。

(6) 生活保護世帯に対する医療券の発行など、合併協定項目でうたわれた淀江支所の機能を堅持すること。また、施設の有効利用を図ること。

### 【総務】

(1) 女性の地位向上のために

①女性職員の能力と特殊性を生かす人事配置、登用を積極的におこなうこと。また、過剰な残業時間とならないようにするなど、女性職員が働きやすい職場環境とすること。

②男性職員の介護休暇や育児休業の積極的活用を促し、地域社会の先進的役割を果たしていくこと。

(2) 消防・防災・救急体制の強化を求め、国の基準に沿って消防職員の増員配置を図ることができるよう、国に要望すること。

(3) 厚生労働省がうたっている「心の健康づくり計画」の策定などを通じて、職場を基礎にした職員のメンタル疾患対策に本腰を入れて取り組むこと。

(4) 一人暮らしの高齢者世帯での「命のバトン」の導入や、障害者など災害時要援護者の安全確保計画を策定すること。

(5) 火災警報器の設置に対して助成制度を検討すること。

(6) 公契約条例の制定に向けて検討すること。

(7) 地域の働く人たちの賃金や雇用条件の悪化につながることはないよう、指定管理者制度のあり方について抜本的な検討を加えること。

(8) 島根原発について住民の安全を確保するために

①原子炉の新たな増設に反対すること。技術が未確立で安全性に問題のあるプルサーマル計画には反対すること。

②防災協定を締結するよう中国電力に求め、国に対して防災協定の対象基準の見直しをすよう求めること。

(9) 平和憲法を市政に生かすために

- ① 憲法9条の改悪に反対すること。「非核平和宣言都市」にふさわしい取り組みを実施すること。
- ② 滑走路延長に伴う美保基地の機能強化に反対すること。住民の安全を脅かす美保基地の米軍への施設提供については、日米合同委員会の決定を取り消すよう求めること。

#### 【企画】

(1) 児童・生徒の通学路の安全を図るため、実態を詳しく調査し防犯灯・街路灯を設置していくこと。

(2) だんだんバス、どんぐりコロコロの充実も含めて公共交通機関のあり方を検討し、利用者の声を反映した地域交通体系の確立をはかっていくこと。

#### 【市民人権】

(1) 同和行政の継続をやめ、必要な対策は一般対策に移行し

- ① 固定資産税などの減免や進学奨励金の支給など、同和地域に限った個人給付はやめること。
- ② 実態に合わなくなっている進出学習はやめること。
- ③ 住宅資金貸付金の未納問題を早急に解決すること。

(2) 国保の充実で健康で文化的な生活を保障するために

- ① 国保料1世帯1万円の引き下げで、払える国保料にすること。
- ② 他の自治体がない米子市の減免規則の「就労困難」規定は、被保険者が国保料の減免を受けようとする際の障害になっています。削除すること。
- ③ 国保に対する国庫補助をもとの45%に戻し、徴収率などによる調整交付金の制裁をやめさせ、法定減免分は100%国が負担するよう求めること。
- ④ 国保料未納の実態をつかむため対面調査に力を入れ、支払い能力のない被保険者への資格証明書の発行といった制裁はおこなわないこと。受診の必要な人には無条件で保険証を交付すること。
- ⑤ 国民健康保険法第44条に基づく医療費の一部負担金の減免制度について、その内容を市民に分かりやすく知らせること。
- ⑥ 高額療養費受領委任払い制度は、国保料滞納世帯であっても分割納付している場合は活用できるようにすること。
- ⑦ 国保人間ドックの利用者負担を元に戻すこと。

(3) 後期高齢者医療制度はお年寄りの基本的人権・生存権を脅かす過酷な制度です。

- ① 国に対し即刻廃止を求めること。廃止までの間、保険料の引き上げはしないこと。
- ② 後期高齢者医療広域連合に運用を任せきりにせず、市民に医療を保障する立場から積極的に関与すること。
- ③ お年寄りの命にかかわる資格証明書、短期保険証の発行はしないこと。
- ④ 検診など本人の申し出が必要なことに関しては、丁寧な通知・案内をすること。独り暮らしであったり障害などにより本人一人では申請困難な場合は援助すること。
- ⑤ 従来、国保による65歳以上の検診は無料でした。後期高齢者医療においても元の無料に戻すこと。

(4) 違法な徴収を進める県地方税滞納整理機構への参加をしないこと。

#### 【環境下水道】

(1) ゴミの減量化を図るため

- ① ゴミ減量化に向けた取り組みを具体的に進めるとともに、市民参加でプラスチック類や紙類などゴミ分別の見直し、生ゴミの堆肥化、減量化を推進すること。
- ② 事業系ごみ量の減量化に向け、事業者徹底を図ること。
- ③ 製造、流通業者への協力を求めるとともに、製造者責任の制度化を求めていくこと。
- ④ ゴミ袋の無料配布対象世帯については、所得を加味した基準とすること。

(2) 淀江町小波地区での産廃処分場計画については情報公開を徹底し、市民の理解をえられない計画については中止するよう申し入れること。

(3) 下水道事業の促進にあたっては、国や県の補助率、補助対象の拡大を求めること。合併浄化槽の普及も促進すること。低い接続率の抜本的な向上対策を練り上げること。

#### 【福祉保健】

(1) ふれあいの里、老人憩の家のふろはお年寄りの健康増進を促し、生きがいとなっています。低所得者を対象にした入浴料を引き下げること。

(2) 肺炎球菌ワクチン、ヒブワクチンの公費助成をすること。

(3) すべてのお年寄りが安心して介護を受けることができるようにするために

- ①生活保護水準以下の低所得者の保険料は市独自の減免をおこなうこと。
- ②要介護認定を実態とあったものとするため、二次判定を重視した取り組みとすること。実態に合わない現行認定制度の抜本改正を求めること。
- ③低所得者の利用料の軽減をするよう国に求めること。当面、市独自の軽減措置を実施すること。
- ④介護慰労金の支給要件を緩和し、本人非課税にまで拡大すること。また、老々介護世帯はサービス利用があっても支給できるようにすること。
- ⑤ヘルパーの移動時間について報酬に反映できる基準を設けるよう改善を図ること。
- ⑥特別養護老人ホームを増設すること。

(4) 障害者（児）の社会参加を促進させるために

- ①障害者自立支援法の廃止を求め、当面、利用料を応能負担に戻し、障害者や家族の負担軽減をはかること。
- ②働きたいと願う障害者の雇用機会を増やすこと。
- ③低床バス導入の促進を働きかけること。

(5) 乳幼児医療費助成を国の制度として実施するよう求め、当面、県との協調でおこなっている助成枠を年次的に拡大し、中学校卒業までに拡大すること。

(6) よりよい保育事業とするために

- ①公立保育園の民営化はしないこと。
- ②待機児童、超過入所の解消を図るため保育所の増設をすること。詰め込みにつながる国の最低基準の引き下げに反対していくこと。
- ③公立、私立（福祉会を含む）をとわず、施設改善を含めた関係者からの要望に沿った支援をしていくこと。
- ④同和加配はやめ、すべての園で園児に目の届く正規保育士の配置をめざすこと。

(7) 学童保育の充実を図るために

- ①要望の強い「なかよし学級」の開設時間の延長をはかること。
- ②待機児童を解消するため、一施設複数学級の設置も検討し、早急に実現をはかること。

(8) 市民の健康とくらしを守るために

- ①市民の命と健康を守るため、類似他都市と比べて少ない保健師の増員をはかること。

(9) 弱肉強食の政治のもと増大する貧困層のセーフティーとしての生活保護行政を充実させるために

- ①生活保護の申請書を窓口置き、窓口で相談者を追い返すことはやめ、申請書に基づいて保護決定の可否を決めること。
- ②生活保護の申請から決定までは、法律で定められた14日以内とすること。ケースワーカーの適正配置をすること。
- ③鳥取市との級地による格差を解消するため、生保世帯の夏季、年末の一時金の額を引き上げること。保護基準の引き上げを国に求めること。
- ④高齢加算の復活を国に求めること。

(10) 国家補償による被爆者援護法にするよう国に求めること。

(11) DV被害者に対する支援策の充実について

- ①救済民間シェルターに対する補助金を増額すること。
- ②DV被害者は長期にわたる保護・支援が必要です。中間施設(ステップハウス)を鳥取県西部にも設置するよう、県に要請すること。
- ③県と協調しながら、若者に対してDVについての啓発活動に積極的に取り組むこと。

#### 【経済】

(1) 地域の小規模農家の営農を守り、安全な食料の確保、農業再建を図るために

- ①農産物の価格保障と所得補償を組み合わせ、再生産が可能な農業収入を保障する政策への農政の転換を国に求めること。
- ②関税などの国境措置を維持・強化し、農産物輸入の歯止めない自由化をストップすること。貿易拡大一辺倒のWTO農業協定の見直しを国に求め、日米FTA(自由貿易協定)、日豪EPA(経済連携協定)の促進に反対すること。
- ③地産地消の運動を学校給食や地域観光など、さまざまな分野に広げ地元農畜産物の利用を拡大すること。

(2) 地元中小業者の暮らしと営業を守るために

- ①地元業者を育成するためという制度融資の趣旨が生かされるよう、民間団体、金融機関任せでなく米子市が主体的に制度融資にかかわりを持つこと。部分保証の見直しを国に求めること。
- ②先例地に学び、産業振興条例の制定に向け検討をすること。
- ③住宅リフォーム助成制度の導入で、地元業者の仕事おこしをはかること。

#### 【建設】

(1) 交通災害から住民の生命を守るために、通学路、歩道の安全性についての実態調査をおこない、早急に安全整備をはかること。

(2) 市民の市営住宅への入居要求にこたえることができるよう

- ①市営住宅の戸数を抜本的に増やすこと。
- ②退去した市営住宅に新たに入居できるまでの期間を、抜本的に短縮すること。
- ③中心市街地での単身用老人住宅を拡大すること。

(3) 住民の生活・環境を守るため、高層・大規模建築物の建設を規制する条例を制定すること。

#### 【教育委員会】

(1) 子どものための教育基本法となるよう、その実践にあたっては教育現場の声に耳を傾け押しつけを排除すること。

(2) 教育効果が明白な少人数学級をすべての学年に導入するよう、国に働きかけていくこと。

(3) 学校現場への「日の丸」「君が代」の押しつけはしないこと。自発性をそこなう実施状況チェックは、これからもおこなわないこと。

(4) いじめや授業妨害、非行、不登校などの対策に、臨床心理士など専門性を備えたスクールカウンセラーの配置をおこなうこと。当面、養護教員を各校に複数配置すること。

(5) 保護者の大きな負担となっている部活動費や補助教材費の軽減をはかり、義務教育の無償化を実践すること。

(6) 就学援助給付額の引き上げをおこない、対象世帯を生活保護基準の1.5倍までとすること。

(7) 学校給食について

- ①直営・自校方式による中学校給食の実施に向けた検討に着手し、早急に具体化をはかること。

- ②給食食材の地産地消を促進し、遺伝子組み換え食品は絶対に使用しないこと。
- ③おいしい米飯給食にして、回数を増やすこと。

(8) 学校施設の抜本的改善と学校運営の充実

- ①学校施設、備品、器具などの整備費や消耗品費を増額し、保護者からの負担を求めることがないようにすること。
- ②学校施設の修繕は実態に即して速やかに実施すること。年次的に洋式トイレの増設を進めること。

(9) 地域住民のための活動を保障するため、公民館職員の土曜、日曜の配置をおこなうとともに、勤務実態に合わせた労働条件の整備をおこなうこと。サービス残業は根絶すること。

(10) 美術館、図書館、児童文化センターなど文化施設の充実をはかるとともに、公的責任で住民サービスの向上をはかること。

(11) 教育予算の抜本的増額を国に要求し、市の教育予算を増やして教育行政の充実をはかること。

**【水道局】**

(1) 安全でおいしい水の供給を将来にわたって保障するために、日野川流域の市町村と連携し、水道水源条例を制定するよう働きかけること。